

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第103号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第5章 ATA条約特例法関係</p> <p>（通関手帳の使用が可能な国及び地域）</p> <p>0-2 通関手帳（法第2条第1号に規定する通関手帳をいう。以下本章において同じ。）の使用が可能な国及び地域は、次のとおりである（<u>令和6年7月15日現在</u>）。</p> <p>アルバニア、アルジェリア、アンドラ、オーストラリア、オーストリア、バーレーン、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、カナダ、チリ、中華人民共和国、コートジボワール、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ジブラルタル、ギリシャ、香港、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、カザフスタン、大韓民国、ラトビア、レバノン、リトアニア、ルクセンブルク、マカオ、マダガスカル、マレーシア、マルタ、モーリシャス、メキシコ、モルドバ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、オランダ、ニュージーランド、北マケドニア、ノルウェー、パキスタン、ペルー、<u>フィリピン</u>、ポーランド、ポルトガル、カタール、ルーマニア、ロシア、<u>サウジアラビア</u>、セネガル、セルビア、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スウェーデン、スイス、タイ、チュニジア、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国、ベトナム（<u>81か国</u>及び地域）</p> <p>（保証団体による通関手帳の確認）</p> <p>3-1 令第3条第1項に規定する「税関長がその必要がないと認めた場合」とは、次に掲げる場合以外の場合とする。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 通関手帳の表紙の最上欄（発給団体）に、次表に掲げる団体名が記載されていない場合（注）</p> <p>（注）下表の団体名は、「下表の団体以外の団体名（実際の発給団体）、under the guarantee of（下表の団体名）」という形で記載されることもあるので、留意する。</p>	<p style="text-align: center;">第5章 ATA条約特例法関係</p> <p>（通関手帳の使用が可能な国及び地域）</p> <p>0-2 通関手帳（法第2条第1号に規定する通関手帳をいう。以下本章において同じ。）の使用が可能な国及び地域は、次のとおりである（<u>令和6年4月30日現在</u>）。</p> <p>アルバニア、アルジェリア、アンドラ、オーストラリア、オーストリア、バーレーン、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、カナダ、チリ、中華人民共和国、コートジボワール、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ジブラルタル、ギリシャ、香港、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、カザフスタン、大韓民国、ラトビア、レバノン、リトアニア、ルクセンブルク、マカオ、マダガスカル、マレーシア、マルタ、モーリシャス、メキシコ、モルドバ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、オランダ、ニュージーランド、北マケドニア、ノルウェー、パキスタン、ペルー、ポーランド、ポルトガル、カタール、<u>ルーマニア</u>、ロシア、セネガル、セルビア、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スウェーデン、スイス、タイ、チュニジア、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国、ベトナム（<u>79か国</u>及び地域）</p> <p>（保証団体による通関手帳の確認）</p> <p>3-1 令第3条第1項に規定する「税関長がその必要がないと認めた場合」とは、次に掲げる場合以外の場合とする。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 通関手帳の表紙の最上欄（発給団体）に、次表に掲げる団体名が記載されていない場合（注）</p> <p>（注）下表の団体名は、「下表の団体以外の団体名（実際の発給団体）、under the guarantee of（下表の団体名）」という形で記載されることもあるので、留意する。</p>

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第103号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後 (令和6年7月15日現在)		改正前 (令和6年4月30日現在)	
国名	団体名（国際保証組織に加入している団体）	国名	団体名（国際保証組織に加入している団体）
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)
PERU	Camara de Comercio Lima	PERU	Camara de Comercio Lima
<u>PHILIPPINES</u>	<u>Philippine Chamber of Commerce and Industry (PCCI)</u>	(新規)	(新規)
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)
RUSSIA	Chamber of Commerce and Industry of the Russian Federation	RUSSIA	Chamber of Commerce and Industry of the Russian Federation
<u>SAUDI ARABIA</u>	<u>The Federation of Saudi Chambers</u>	(新規)	(新規)
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)